

## 平成29年度第10回常設審議委員会議事録

1 日 時 平成30年1月19日（金） 10時開会 12時20分閉会

2 場 所 湯梨浜町 国民宿舎水明荘

### 3 出席者

- (1) 常設審議委員 20名／14名（出席者は別紙名簿のとおり）  
(2) 鳥取県経営支援課 中西課長補佐、河本主事  
総合事務所農林局 (東部) 吉尾主事  
(中部) 會澤主事  
(西部) 平田主事  
日吉津村農業委員会 益田事務局長、齋古事務局員  
鳥取市農業委員会 岡本係長、川口主事  
南部町農業委員会 亀尾事務局長補佐  
倉吉市農業委員会 隅主任  
(3) 事務局 森井参与、田中次長、岡田課長補佐、谷口課長補佐

### 4 開 会（田中次長）

おはようございます。

平成29年度第10回常設審議委員会を開会いたします。

まず、本会会議規則第7条に基づきまして、出席委員数を報告をいたします。本日は20名中14名の御出席をいただきました。運営規程第4条第4項の規定に基づく定足数、過半数に達しておりまして、本委員会が成立することを報告をいたします。

それでは、上場会長に御挨拶いただきます。よろしくお願いたします。

### 5 上場会長挨拶

今年1回目の常設審議委員会です。今年もよろしくお願いいたします。

T P P交渉が行なわれているが、農業は牛肉、牛乳が影響を受けるため、国、県は補正に取り組んでいる。野菜は関係ないが低コストハウスの要請があり、県は対策を打っていくと思う。

県の活力増進プランの目標は、29年度の農業の好調を受けて1,000億に決まった。

稲作経営者に聞くと雇用は人手不足のようだ。

今年の秋は雨が多く、大山町はブロッコリーの病気が出て大変だった。

今年1年皆さんのご健勝をお祈りいたします。

### 6 議事録署名委員の決定

議 長 議長から指名させていただきます。

(上場会長) では、倉吉市の山脇委員さんと、江府町の一三委員さんをご指名いたします。

### 7 報告事項

- (1) 先月の農地転用許可の状況について  
県経営支援 (資料1により説明)  
課

### 8 審議事項

## (1) 農地法第4条の規定に基づく意見聴取事案について

- 議長 それでは、審議に入らせていただきます。説明してください。
- 事務局 (資料2により、農業委員会総会付議事案(平成30年1月)を説明。)  
(30aを超える説明事案なし。一覧表の説明資料により事務局が説明する。)
- 山脇委員 【智頭町の事案】  
5頁の求積図について、表には数字があるが、図面には載っていないが、わざとですか。
- 智頭町農業委員会 2つの図を組み合わせた時に、省略してしまった。
- 山脇委員 きちんと図面に記入して下さい。  
牛舎の周りの排水路に記入がないがどうなっているのか。
- 智頭町農業委員会 6頁の矢印のとおりです。傾斜を付けて排水できるようにしている。
- 山脇委員 堆肥舎の現状は農地ですか。
- 智頭町農業委員会 農地です。造成で20cmあげます。
- 山脇委員 図面に20cmあげることが書いてない。よくわかる図面を作って下さい。
- 議長 転用を審議するので造成、排水、汚水の記述をすることにします。  
これで問題が起きると思いますか。
- 山脇委員 これで問題ないと思います。
- 恩田副会長 堆肥1～1.5m<sup>3</sup>をだすとあるが、経産牛は1日に4kgだす。バーク、鋸屑などを入れると3t近くです。おかしくないか。
- 智頭町農業委員会 普及員が積算したものを出している。判断しかねます。
- 恩田副会長 1頭あたりいくら出るか、積算はちゃんとあるでしょう。教えて下さい。
- 議長 県畜産課と協議し、この程度の積算として青本に完備していく。
- 農地法第4条案件は原案のとおり決定をしてよろしいか諮ったところ異議なく可決承認した。

## (2) 農地法第5条の規定に基づく意見聴取事案について

- 事務局 (資料3により、農業委員会総会付議事案(平成30年1月)を説明。)  
(農営農型太陽光発電施設の事案について日吉津村農業委員会と鳥取

市農業委員会が説明する。30aを超える説明事案について鳥取市農業委員会が説明。現地調査報告は小林委員が行う。30a以下の事案は一覧表の説明資料で事務局が説明する。)

【日吉津村農業員会の事例】

恩田副会長 販売の実績はどうなっているか。

日吉津村農業委員会 1年目育成したものを販売せずに、育成エリアに移したものを3年目に売るようになっており、パネルの下で育成したものをすぐ売らなくなってない。従って、大きくなったものを2年目エリアに植えたが水没したということで、営農計画どおり進めていたが販売までに至らなかった。

議長 普通、作物の指標が作ってあるが、3年目になったら販売先とか、 $m^2$ 当たりの単価はいくらかというものがある。販売先はどこか、 $m^2$ 当たりの収量はどうか。

日吉津村農業委員会 育成期間は1年目あるいは2年目のものを売らなっている。 $m^2$ 当たり6か7ポット植えたものが7から10ポットに増えると聞いています。販売先は3年前の申請時点で道の駅や現地で販売する用になっていました。

議長 販売時期はいつになっていた。

齋下委員 農業委員から指摘があったのは、営農になっていないとあった。水路があるが水路の管理ができていないので、オーバーフローして水が入ってきて、水害で枯れたということがあるが、それは話にならない。営農型なのできちんとすべきであるという意見が多かった。これからはきちんとした営農計画を付けてもらうよう条件を付けて、よしとしようとした。

日吉津村農業委員会 申請者に話をしましたが、営農計画の提出はまだであり、早急に確認したいと思っています

議長 疑義があるので、日吉津村農業委員会でもきちんとしなくちゃならないということがあるので、この会においてそれが不備だと認めるわけにならない。きちんとしてもらわないと日吉津村農業委員会においてもまたこの会においても認めることができないということですので、これは承知して下さい。

日吉津村農業委員会 販売計画については、今年の3月～5月に一部販売と9月、10月に販売ということです。

恩田副会長 評価は誰がしたの。いい加減なことを書いているんじゃないか。

日吉津村農業委員会 松江市八束市の柏木さんに評価してもらいました。

議長 この評価は、普及員とかJAなどの公的な機関の人がしないと信用

能力がともなわんわけです。米子の普及所にも見てもらって両方の名前ですとかは大事なことだと思います。

小林委員 3年間の販売計画はどうなっていて、収支バランスはどうかという説明と現状において販売されていなかったら評価額としていくらかということの説明がなかったら、今の質問の回答になっていないと思います。

議長 経過措置の中の指導がなされていなかったということであり、当初の計画とはは点検しましたか。

日吉津村農業委員会 当初計画は1ポットあたり2から600円と試算してありました。年間、百数十万円となっていました。

恩田副会長 水害にあっているのに目標を上回っていると書いてあるが、本当なのか。いい加減なことを書いてもらっては困る。

山脇委員 営農型の場合は反収が8割下回った場合は撤去とあったはずですが、教えて下さい。

事務局 3年間で平均反収の8割を確保して下さいとあります。

山脇委員 こういう基準があるわけですから、認めるわけにいきません。本来なら撤去ですよ。

議長 ここは資料の準備不足、点検不足と思います。もう少し整理が必要と思います。現場を見させていただいて、計画の修正とかしてもらうのかなと思います。

齋下委員 3年間の状況と金額計算の確定と今後の3年間の作付け計画、販売計画を詳細に聞き取りしようと思います。同席していないので、同席し業者から聞き取りしたいと思います。申し訳ございませんでした。

議長 日吉津については、悪ければ撤去もありということであり、場合によっては継続ということによって保留ということなのです。

#### 【鳥取市農業委員会】

鳥取市農業委員会 26頁です、1年目はパネル設置や植え付けであり収穫はなしです。2年目天候が悪く収穫はほとんどなし自家消費です、3年目は平均反収を超えている。販売ルートは岩美町の道の駅や河原町の愛菜館です。

恩田副会長 反収は大体どれくらいあって、売上げはこれくらいだったということはないのか。

(回答なし)

鳥取市農業委員会さんは、判断されて、これではいけませんというような指摘なり、なければいけません。これでいいですというようではいけませんよ。指導しますとか撤去もやむを得ませんということが議事録に入っていないと駄目ですよ。

小林委員 更新期限が1月27日までですよ。保留して、その間の空き期間はどうかと考える。お聞きしたい。更新の場合は2ヶ月前でも常設審議委員会に出すようにしないと、保留しても次に審議できるようにしなと先にいかんじゃないか。その対応をどのように考えているかお聞きしたい。

長谷川副会長 これから営農型の審議が出てくると思うが、審議のやり方の仕組み作りを考えてもらわないといけないと思う。専門技術的なことをこの場で審議しても、名回答は出てこないと思う。県でも対応のできるセクションをつくってもらい、助言をいただきながら審議をしていかないと進まないと思います。

議長 そもそも問題が露呈した。鳥取市も日吉津村も会社が経営している。有限会社が農業をするということであれば、農業委員会はその会社の経営のチェックをしないとイケません。会社がどのように予算決算されているのかみないとイケません。専門家の意見を聞くというところは、初めて許認可する時は普及所の意見を聞くということだったが、いつの間にか普及所の意見なしになっているが、年1回反省を積み上げてきたのかどうかとか、そもそもの運用の仕方が不完全のように思います。一度総点検する必要があると感じます。ここは県が中心になってもらう必要がありますので、中西さんに要求しておきます。

今回の2つの事案は期限が迫っています。従って、今後も期限が迫っている中で出してくるなら、もう1ヶ月早く出すということが絶対必要ですから、こういうことがないように徹底していただきましょうか。

期限が迫っている中で、2事例をどう扱うかということ。今までは保留としたり、会長一任ということがありました、今回、会長一任で受けてもいいが、会長がイケなかったという時は困りますので、こういう期限のない時にどうしたらよいか中西さん、お願いします。

県経営支援課 普及所の関与は、通知の中にあります。許可するサイドの一員として、許可の公平性がどうなのかということがあります。今まで県内に7件ありますが、知見を有する者に普及員はございません。普及員は農業委員会さんなどとチームを組んで営農をバックアップしていきこうと先日の所長会議にお願いし了承してもらいました。芝桜とか特殊性があるものは、難しい点もありますが、普及所としてできるだけ対応してもらうことになりました。

3年間たって8割に達しない場合は、明記されており本気度、一生懸命やられたけど、何かあった。鳥獣害や本人がけがをしたとかなどありますし、クリアできないということがあります。そういう場合には。やる気の評価していくようになっている。国に報告するが、国は何も言いません。全国的にも撤去は1件もありません。本気度を重視している。期限が迫っておりますが、期限があって空白期間を空けて許可することはありませんので、そこは何とかクリアできるかたちで、会長にお世話になるか考えたいと思います。

高西委員 言い訳せず、延長ならこういうことになるなら、2ヶ月前にするとかすればよい。  
米子市は営農型はありません。業者は遊休農地をねらってくる。簡単

にできるように言って。営農型はそういうものじゃないということをよく説明し、それでもいいなら申請して下さいとしている。

議 長 専門家のところが普及員となっているが、融資の時に普及所が貸すこともあったり、審査員になることもある。普及所が認可側だから、普及所が専門家だったら、忖度になるんじゃないくて、普及所は公平な技術機関としてあるわけですから相談してほしい。この事案については、ふんどうしを締め直してどうするかは大事なことだと思います。

小林委員 営農型の更新は、自動的にやられるということだと、農業委員会や常設審議委員は農地法とのリンクでどう考えていったらよいのか。どう考えておられるのか答えて下さい。

県経営支援課 一時転用で行うわけですから、議論を重ねて更新となるわけですから、自動更新という意図で言ったわけではありません。

議 長 一時転用3年で審査するわけだけど、最初に認めたものをここで審査するのは、3年間まじめにやったかどうかだけでしょう。だから、長谷川さんが言いなるとい、実際にまじめにやったかどうか、その人に来てもらうか、技術が分かる人におってもらわんと書類上の形式審査ではどうにもならないかということもある。だから、いつの段階で書類を出すとか、審査の仕組みをどうするだとかということをもういっぺんしないと、なかなかこの問題は前へ進みません。

小林委員 これについては毎年報告義務があるでしょ。農業委員会はどういうふうに受けておられるのか、お聞きしたいと思います。

県経営支援課 県の方にも報告いただいております、5月始めに国に報告する流れです。

小林委員 県に報告が出たら、県はこの対応について、計画に対して出た数字が非常に低い場合は、県が指導というものを徹底させる義務があるじゃないか。

議 長 最初に県が報告しているが、その中で経過はこうでしたということがないと審査になりませんことを確認させて下さい。

営農型太陽光以外について、異議なしとすることでご賛同いかがですか。ご賛同の方、挙手願います。

(全員挙手)

営農型について、否決もあるが、この場の審査の体制が整っていないし、現場を指導する必要があるので条件つきで、徹底的に県、市町村検討していただいて、会長が許可することもあると思います。いかがでしょうか。

山口委員 鳥取市では、この事案につきましては、専門的な人にご意見をいただいております。基準を上回る結果であり、これをもって鳥取市は許可をしております。これ以上、いけないことがありましたら、お聞きしたいと思います。

議 長 営農指導員さん1人だけでなく、普及員さんも含めて、大体こうですよということになれば信頼も高まるんです。決して営農指導員さんを信頼していないわけではないんですが、この場でこれで大丈夫かということになると、ほかにすべがないので、議論であります中西さん考えていただきたいと考えます。  
さて採決の仕方はいかがいたしましょうか。

山脇委員 倉吉は売上傳票を確認していますが、鳥取市は売上げ伝票は確認していますか。

鳥取市農業 確認しております。

委員会  
議 長

会長としては、仕組みが未成熟なので混乱しましてけれど、これを認めるとした上で、濃密な指導に入らせていただいて、次回の会で報告させていただきますと思います。

採決を採らせていただきます、条件付きで認めるということでご異議ございませんか。ご異議ない方の挙手をお願いします。

恩田副会長 会長が見られて、説明能力がないとか、業者の話も駄目だということであれば、それは会長に一任し、認めるということであればそれでよいし、こういうことでは話にならないということであれば、差し戻しでよい。

議 長 否決も含めて、会長一任ということですね。

長谷川会長 今日の意見を付して回答すればよいじゃないかと思いますが。

小林委員 駄目といった時は、どうなるのか。

議 長 その時は、県が判断されます。

ここは指導の観点から、今後良くなっていくよということがないと、いけませんから、条件付きでよいと言ったら徹底されないから、10日間ぐらいの保留の中で、業者を指導していくほうが指導力があるでないかということ。ここで駄目だから否決してしまえということではありません。

それでは、会長一任ということによろしいですか。

(全員賛同)

ありがとうございました。

## 9 報告・情報提供事項

(1) 平成30年度農林水産省予算概算決定の概要について

事務局 (資料4により説明。質疑なし)

## 10 その他

事務局 次回は2月21日(木)、倉吉シティホテルで開催します。

議 長            以上で、会を終了します。